

第3回 上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会 議事要旨

1. 開催日時 平成21年12月18日(金) 10時00分～12時00分

2. 開催場所 東京証券取引所本館 15階特別会議室

3. 議事次第

- (1) 事務局資料説明(I F R S)
- (2) I F R S の任意適用に向けた制度・開示上の問題意識及びその対応に関する討議
- (3) 事務局資料説明(四半期決算に係る前回の議論を踏まえた整理)
- (4) 今後の審議日程

4. 議事要旨

I F R S の任意適用に向けた制度・開示上の問題意識及びその対応について討議を行った。
委員の主な発言の要旨は概ね以下のとおり。

(I F R S 任意適用に向けた方向性)

- ・ I F R S 適用に伴い、制度・開示上のベースとする利益を包括利益に置くのではなく、あくまでひとつの考え方に基づく利益として、当期利益とバランスをとって理解していくという方向は望ましい。
- ・ I F R S と同様に、今後、日本の会計基準(日本基準)においても包括利益の開示が求められるため、今回議論している I F R S 任意適用時の包括利益に関する制度・開示上の対応は、日本基準を適用している会社の包括利益に関する制度・開示上の対応に繋がっていくことになると思われるが、この点に関する考え方を外部に示した方がよいのではないか。
- ・ I F R S 任意適用を検討している企業にとって、取引所の求める制度や実務が大きな支障とならないように留意する必要がある。
- ・ 注記については、適時開示として迅速な開示が必要なものとそうでないものを整理し、必要最低限に絞り込んだ簡略化を行っていただきたい。
- ・ 国によって制度は異なるが、海外におけるプレスリリースにおける注記の量と、法定開示における開示の量の差は、我が国の決算短信での開示内容を検討する際に参考となるのではないか。

(I F R S 適用初年度における問題点と対応)

- ・ I F R S 適用初年度は、日本基準と I F R S での並行開示が必要となっていることや、監査上の負担などにより、通期決算短信の早期開示を行うことが実務上難しくなることが想定されることから、東証として、I F R S 適用初年度の通期決算短信の開示時期について

は、従来の事業年度とは状況が異なることを前提としたうえで対応を検討すべきである。

- ・ I F R S 適用後の業績予想については、管理会計上の対応の程度によって、その精度やタイミングが変わってくるのが想定されるため、業績予想の開示時期等については何らかの配慮をするべきではないか。
- ・ マーケットの変動が企業価値に過度に影響を及ぼすことは必ずしも望ましくなく、I F R S 導入後におけるマーケットの変動と企業価値を遮断する方法について工夫が必要ではないか。
- ・ I F R S 適用初年度において、I F R S に基づく財務諸表上で債務超過であった場合でも、並行開示される未監査の日本基準に基づく財務諸表の状態により判断するのではなく、あくまでも監査を受けた I F R S に基づく財務諸表の状態により判断すべきではないか。
- ・ 債務超過に係る上場廃止基準を検討するにあたり、I F R S と日本基準の会計基準の差異に起因する債務超過と、業績の低迷による債務超過を同様のものとして取り扱うべきではない。
- ・ 債務超過に係る上場廃止基準について、I F R S 適用初年度における I F R S と日本基準の差異により生じた影響として剰余金から削った部分を除いたうえで、債務超過に該当するか否かを判断するという点も検討に値するのではないか。
- ・ I F R S 適用後は年金債務の関係などから債務超過に陥る企業が生じてくるのが懸念され、この理由による債務超過は1年や2年では解消されないが、これらの会社は業績が低迷しているわけではなく、あくまで会計基準の変更に起因する特殊な状況であることから、I F R S 適用初年度のみの経過措置的な対応では支障が生じるのではないか。
- ・ I F R S 適用後、適時開示の軽微基準として包括利益を用いないことは適当と考えるが、包括利益の導入に伴い、新たに適時開示すべき決定事実や発生事実の有無について検討する必要があるのではないか。
- ・ 債務超過の状況にあるということは、そのみで監査上ゴーイングコンサーンに疑義があるという注記が付されることになるため、監査上の取扱いも検討することになるのではないか。

以 上

(なお、議事要旨については、東証上場部文責による。)

- 問合せ先 -

株式会社東京証券取引所 上場部企画担当
TEL : 03 - 3666 - 0141 (大代表)